

市民が主役の自治を育てていこう！

まちづくり車座談議



平成22年●月●日

高 浜 市

私たちの愛する高浜市を未来へつなげていくために…
自治基本条例をつくっています



自治基本条例を広め隊

(高浜市の未来を描く市民会議 自治基本条例分科会)

CONTENTS

1. はじめに
2. 自治基本条例とは？ なぜ、必要なの？
3. こんな条例にしていこう！
～(仮称)高浜市自治基本条例【素案】
4. 自治基本条例を広めていこう・活かしていこう！



「高浜市の未来を描く市民会議」とは？

- 市民・市役所職員 148名で構成
- 「第6次総合計画」と「自治基本条例」の素案づくりを昨年12月よりスタート



「自治基本条例」ってなんだろう？

ジチキホン
ジョウレイ？
なに、それ？

なぜ
高浜市に
必要なの？

条例が
できると
どうなるの？



みんなで自治基本条例を 活かしていこう！

条例は、高浜市を
「住んで良かった」と思えるまちに
していくための
ルールだよ！

まずは、みんな
に知ってもらい、
広めていくこと
が大切だね！

まちづくりに関
心・親しみを持
てるようにして
いきたいね！

誰もが
わかりやすい
条例にして
いこう！



自治 基本 条例

自ら治めるための 土台となる まちのルール

⇒ 自分たちのまちは自分たちでつくる = 自己決定
決めたことに責任を持つ = 自己責任

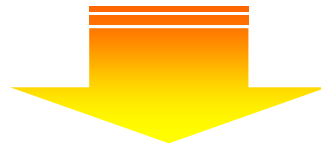
市民・議会・行政の役割を明らかにし、
高浜市の自治の仕組みを定める理念条例



なぜ「自治基本条例」が必要なの？

市独自の住民自治の仕組み・制度を担保する

ex.まちづくり協議会の位置づけ



「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」
高浜市をみんなで力を合わせて築いていく



（仮称）「高浜市自治基本条例」【素案】の構成

- 前文
- I. 総則
- II. まちづくりの基本原則
- III. まちづくりの担い手（市民・議会・行政）
- IV. 参画と協働
- V. 地域自治
- VI. 市政運営
- VII. 条例の検証と見直し

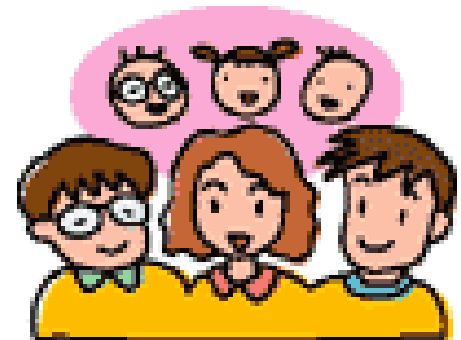
親しみやすくなるよう
「です・ます調」にし、
自治の仕組みを
24条のメニューに
まとめました。



前文

- 私たちの愛するまち高浜市を、
未来へとつなげていくために・・・
- 市民が主体となった自治を育て
「住んでみたい」「住んでよかった」
「いつまでも住み続けたい」と思える
持続可能な自立した基礎自治体
高浜市の確立を目指し、
高浜市のまちづくりの最高規範として制定

条例制定の目的・
背景、これからの
まちづくりの取り
組みへの決意など
を示しています



第1条（目的）

- この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、**市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。**



みんなで力を合わせて
「住んでみたい」
「住んでよかった」
「いつまでも住み
続けたい」高浜市を
つっていくぞー！

第2条（用語）

■ 市民

市内に住んでいる人だけでなく、働いている人、学んでいる人、市内で事業や活動を行っている人・団体も含んでいます。

■ 行政

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会

この条例を解釈する上での共通認識を持つために重要な用語の意味を定めているんだ！



第2条（用語）

■ まちづくり

市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくために、
市民、議会、行政が取り組む公共的な活動

■ 市政

まちづくりのうち、議会及び行政が担うもの

■ 参画

政策、施策及び事業などの立案から、実施、評価にいたる
各段階において、市民が主体的に参加し、
意思形成に関わること

第3条（条例の位置づけ）

- この条例は、**高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範**であり、**市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するもの**とします。
- **議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。**



第4条（まちづくりの基本原則）

- （1）参画の原則
- （2）協働の原則
- （3）情報共有の原則

持続可能な自立した
基礎自治体・高浜市を
みんなで
つくっていくための
行動原則です！



こんな条例にしていこう！ ～市民会議における意見・アイデア～

参画と協働

- 市民の声を聞こう・活かそう
- 意識・関心を高めよう
- 参画の仕組みを整えよう

情報共有

- 情報を共有しよう
- 積極的に情報を提供しよう

まちづくりの主体 相互の連携

- 市民・議会・行政
相互の連携
- 産官学の連携
- 広域連携



第4条（まちづくりの基本原則）

（1）参画の原則

- 議会及び行政は、**市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。**



第4条（まちづくりの基本原則）

（2）協働の原則

- 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。



第4条（まちづくりの基本原則）

（3）情報共有の原則

- **市民、議会及び行政**は、それぞれが持っているまちづくりに関する**情報をお互いに提供し、共有**し合います。



こんな条例にしていこう！ ～市民会議における意見・アイデア～

市民に期待すること（役割・責務）

- まちづくりへの**関心**を高めよう
- **役割**を持とう

事業者に期待すること（役割・責務）

- **地域の一員**として**参画・貢献**しよう
- 事業者相互の**連携**を図ろう



第5条（市民の権利）

- 市民は、まちづくりに参画する権利があります。
- 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。
- 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。



第6条

（子どものまちづくりに参加する権利）

- 子どもは、**社会の一員**として、**それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利**があります。

私たちも
何ができるか
考えていか
なくっちゃね



第7条（市民の役割と責務）

- 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。
- 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。
- 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとしします。

私たち一人ひとりが
できることから
取り組んで
いこう！



第8条（事業者の役割と責務）

- 事業者は、自らも**地域社会の一員**であることを自覚し、**市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取組み**に努めます。



こんな条例にしていこう！ ～市民会議における意見・アイデア～

議会・議員に期待すること（役割・責務）

- **チェック機能**を発揮しよう
- **説明責任**を果たそう
- **開かれた議会**を目指そう
- **議員の資質**を高めよう
- **議会の市民参加**を拡充しよう



第9条（議会の役割と責務）

- 議会は、**市民の代表による意思決定機関**であるとともに、**行政の市政運営を監視及びけん制する機能**を果たします。
- 議会は、**政策論議及び立法活動の充実に努めます。**
- 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、**市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。**
- 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項は、別に条例で定めます。

第10条（議員の役割と責務）

- 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、**市民の負託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行**します。
- 議員は、**市民全体の利益を図る**ことを行動の指針とするとともに、**審議能力及び政策立案能力の向上**を図るため、自己の研さんに努めます。

こんな条例にしていこう！ ～市民会議における意見・アイデア～

行政に期待すること（役割・責務）

- 地域に足を運ぼう
- 職員の能力を活かそう
- 行政責任を明確にしよう
- ミスを防ごう
- 市長の責務を明確にしよう



第11条（市長の役割と責務）

- 市長は、市民の信託に応え、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

第12条（職員の役割と責務）

- 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。
- 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

第13条（参画機会の保障）

- 行政は、**市民の意見が市政へ反映**されるとともに、**参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。**

各種委員
の公募

パブリック
コメント

ワーク
ショップ

車座談義
出前講座

市民
アンケート

いろんな形で
参画機会を
増やしていこう



第14条（住民投票）

- **市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。**



第15条（協働の推進）

- **市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。**
- **行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民その他第19条に規定する活動を行う者又は団体がその担い手となれるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。**

情報提供・
アドバイス

物的
支援

金銭的
支援

こんな条例にしていこう！ ～市民会議における意見・アイデア～

地域自治

- 地域内分権を進めよう
- まちづくり協議会を位置づけよう
- まちづくり協議会を支援しよう
- まちづくりの担い手を増やそう
- 連携の仕組みをつくろう
- まち協と町内会の役割を明確化しよう
- まち協と町内会は連携しあおう
- 顔見知りになろう

地域自治に関する
意見が一番
多かったです

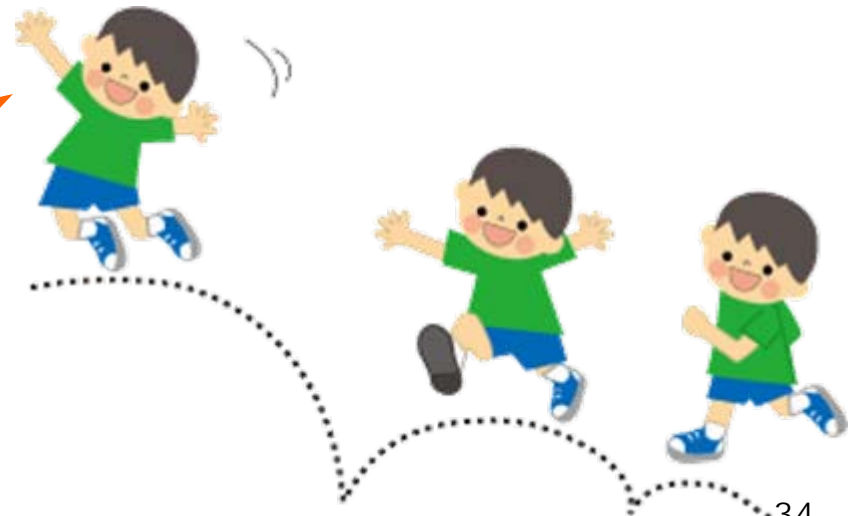


etc.

第16条（地域内分権の推進）

- 行政は、地域を構成する市民が互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、**地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策**を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、**お互い補完し合いながら、まちづくりを行います。**

身近な課題は、できるだけ市民に近いところで主体的に考え、地域の実情に合った対応・解決ができるようにしていくことが大切だね！



第17条（まちづくり協議会）

- 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、**小学校区ごとに一を限り**、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。
- まちづくり協議会は、その**地域の市民に開かれた組織**とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、**地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。**



○まる・△さんかく・□しかく の 法則

分野別代表

**世代別・性別
代表**

地域別代表

活動テーマに関する
ことには、力を発揮
する

特定の世代や性別に
関する課題には強い

身近なコミュニティだ
が、加入率が低下し、
会単独で地域全体を
カバーするのは大変

**地域で活動している団体等が一堂に会し、
地域課題の解決のための協議・調整・
対応にあたるのがまちづくり協議会**

第18条（地域計画）

- まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくり目標や活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。
- 行政は、市政運営にあたり、地域計画を尊重します。



「地域計画」検討の様子

第19条（活動の育成と支援）

- **市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。**
- **市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。**
- **行政は、まちづくり協議会、町内会等の基礎的なコミュニティ団体やその他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。**

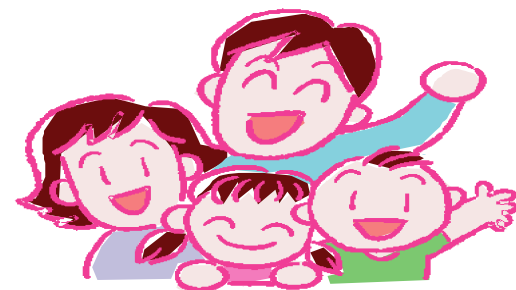


こんな条例にしていこう！ ～市民会議における意見・アイデア～

市政運営

- 危機管理体制を整えよう
- わかりやすく透明な運営をしよう
- 総合計画に基づいて運営しよう
- 財政を健全化させよう
- 行政評価をしよう
- 法律・条例を守ろう

etc.



第20条（市政運営の基本原則）

- 法令遵守
- 情報公開・情報共有
- 個人情報保護
- 説明・応答責任
- 財政運営

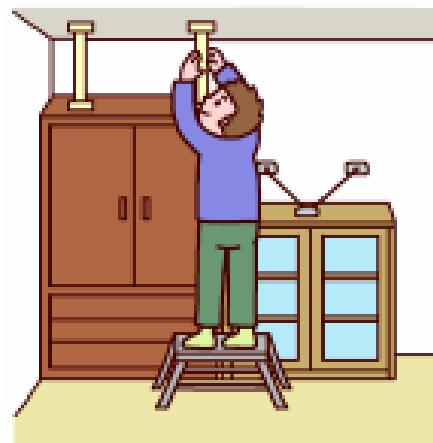


第21条（総合計画の策定等）

- 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。
- 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。
- 行政は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。
- 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。
- 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。

第22条（危機管理）

- **行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。**
- **市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。**



第23条（他の自治体等との連携と協力）

- 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

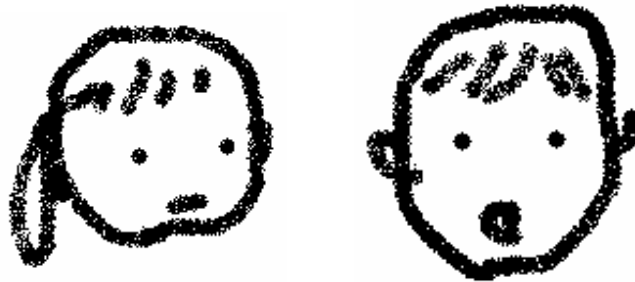


第24条（条例の検証と見直し）

- 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。
- 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めなければなりません。



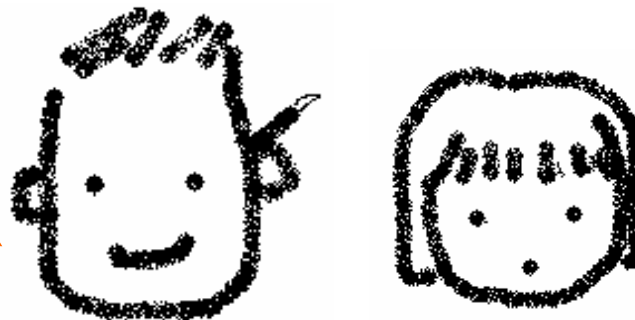
高浜市で大き
くはないです。
ずっとみんなと
いたいから。



このまちって、
いいところいっぱ
いじゃんって言
われたいんだ

あなたは高浜市や身近な地域が
どんなまちになったら
いいと思いますか？

仕事も忙しい
けど、まちのこ
ともずっと気に
なってるだよ



わたしたちも
一緒にまちも
育つんだよね

なにしろ、
大事なのは
お互いさまっ
てことだわ。



自分のことを
やったら、あとは
誰かを手伝うね。
みんなでやれば
できるだら。

高浜市や身近な地域のために
あなたができそうなことは何ですか？

子どもだっ
ていいこと
たくさん考
えてるもん



子どもたちの未来
のために、いま出来
ることがあればやり
たいの。みんなそん
な気持ちだよ。



「住んでみたい」

「住んでよかった」

「いつまでも住み続けたい」

高浜市をつかっていくために

みんなで力を合わせよう！

**私たちの愛する高浜市を
未来へつなげていくために…**

